

## 近江牛生産管理規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人滋賀県畜産振興協会（以下「本会」という。）が、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号、以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定により平成 29 年 12 月 15 日付け第 56 号で登録された「近江牛」を生産管理するために、法第 7 条第 2 項第 2 号による「生産行程管理業務規程」に基づいて定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 本規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「明細書」とは、法第 7 条第 2 項第 1 号に記載する明細書をいう。
- 2 「会員団体」とは、本会の会員団体のことをいう。
- 3 「基準」とは、法第 12 条第 1 項の規定に基づき登録された「近江牛」の登録内容の「特定農林水産物等の生産の方法」に記載されている次の事項全てをいう。

#### (1) 品種

黒毛和種とする。

#### (2) 生産地における飼養期間および最終飼養地

滋賀県で最も長く飼育され、かつ滋賀県が最終飼養地であること。

#### (3) 飼養管理の方法

別添 1 の「近江牛飼養管理マニュアル」に準じて肥育することとし、粗飼料については、肥育中期以降は稲わらを中心に給与する。（ただし、天候等の状況により、稲わらの入手が困難な場合は同等品質の粗飼料を給与する。）

### (近江牛管理委員会)

第 3 条 本会は、本規程の適正な運営および管理を行うため、近江牛管理委員会（以下「委員会」）を設置する。

### (管理する近江牛)

第 4 条 本規程においては、次のいずれにも該当する肉用牛について近江牛として管理する。

- 1 本会の会員団体に所属する生産業者が生産する肉用牛。
- 2 第 2 条の 3 の (3) の「基準」に合致して生産された肉用牛。

(明細書の変更)

第 5 条 本会は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けた時は、当該変更の登録に係る明細書（法第 7 条第 2 項第 1 号の明細書をいう）の変更を行う。

(近江牛指定牧場の登録)

第 6 条 本会は、第 4 条の近江牛の管理にあたり、近江牛の生産業者が管理する農場について、「近江牛指定牧場管理規程（以下「牧場管理規程」という。）」により「近江牛指定牧場」（以下「指定牧場」という。）として登録する。

(指定牧場登録にかかる手数料)

第 7 条 生産業者は、第 6 条の指定牧場登録において、委員会の審議を経て会長が定める 1 農場あたりの登録手数料を本会あて納付するものとする。

(品種、生産地における飼養期間及び最終飼養地の確認手順)

第 8 条 第 2 条 3 の(1)および(2)の、黒毛和種であり、滋賀県で最も長く飼育され、かつ滋賀県が最終飼養地であることの確認手順については、別途定める。

(指定牧場の確認)

第 9 条 本会は、第 6 条により登録された指定牧場について、第 2 条 3 (3) に合致する生産方法により飼養していることについて、牧場管理規程に基づき確認を実施する。

(基準の確認にかかる手数料)

第 10 条 生産業者は、基準の確認において、委員会の審議を経て会長が定める 1 頭あたりの確認手数料を本会あて納付するものとする。

(明細書適合性の指導)

第 11 条 本会は、委員会の指摘により明細書に記載された生産方法の各基準に従った生産が行われていない場合には、生産者に対して是正を求めることができる。

(地理的表示等の使用の指導)

第 12 条 本会は、委員会の指摘により、枝肉に対して以下の地理的表示等がなされている場合、生産業者に対して、是正を求めることができる。

なお、これに従わない場合には、本会は当該生産業者の生産した牛肉について、地理的表示で

ある「近江牛」の使用を是正されるまで禁止する。

- (1) 基準のいずれかを満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「近江牛」、  
「OMIBEEF」およびGIマークを使用している場合
- (2) GIマークのみを使用している場合
- (3) 地理的表示である「近江牛」、「OMI BEEF」にGIマークに類似する表示がなされている  
場合

(重大な違反が判明した場合の報告)

第13条 本会は、委員会の指摘により、第11条又は第12条に関して、生産業者によるGI産品「近江牛」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明したときは、速やかに農林水産大臣に報告する。

(研修会の実施)

第14条 本会は、必要に応じて、生産者および会員団体に対し、生産方法の周知および地理的表示等の適正使用の通知、基準の確認方法等に関する研修会を実施する。

第15条 この規程の改廃は、本会理事会の議決を経て行う。

第16条 この規程の実施に関し、必要な事項は会長が別に定める。

付 則 この規程は令和元年6月13日から施行する。

付 則 この規程は令和4年3月7日から施行する。

付 則 この規程は令和5年6月15日から施行する。